

教 職 第 9 2 5 号

令和4年(2022年)8月16日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について(通知)

このことについて、各道立学校長に対し、別添写しのとおり通達しましたので、参考としてお知らせします。

(教職員局教職員課服務制度係)

( 写 )

教 職 第 9 2 5 号

令和4年(2022年)8月16日

各道立学校長 様

北海道教育委員会教育長

道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について(通達)

道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱(平成9年3月28日教育長決定)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたので、適切に事務処理を行ってください。

(教職員局教職員課服務制度係)

○道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱新旧対照表

新	旧
<p>第1～第4 (省略)</p> <p>第5 公用使用承認等の手続 1～7 (省略)</p> <p><u>8 校長は、職員が自家用車を運行した後、運転者の顔色、吐息の異常の有無等を確認しなければならない。</u></p> <p>第6～第10 (省略)</p>	<p>第1～第4 (省略)</p> <p>第5 公用使用承認等の手続 1～7 (省略)</p> <p><u>8 (新設)</u></p> <p>第6～第10 (省略)</p>



## 道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱

平成9年3月28日教育長決定  
平成10年4月1日 一部改正  
平成11年4月1日 一部改正  
平成14年4月1日 一部改正  
平成19年2月16日 一部改正  
平成21年11月12日 一部改正  
平成23年1月18日 一部改正  
平成24年4月1日 一部改正  
平成27年12月14日 一部改正  
平成31年4月1日 一部改正  
令和3年9月16日 一部改正  
令和4年4月1日 一部改正  
令和4年8月16日 一部改正

### 第1 趣 旨

この要綱は、道立学校の教職員（以下「職員」という。）が公務のために、職員が所有する自家用車を使用するときの取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定 義

この要綱において、自家用車とは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で、職員、職員の配偶者又は北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）第2条第1項第6号に規定する扶養親族の所有又は使用するものであり、かつ、職員が通常の通勤等で使用しているもの（以下「自家用車」という。）をいう。

### 第3 自家用車の公用使用の基準

- 1 職員の自家用車を公用に使用することは禁止する。ただし、次の各号の一に掲げる場合であって公用車（道が所有権その他これを使用する権利を有する自動車をいう。以下同じ。）を使用できず、他の代替措置がとれない場合において、職員からの申出に基づき自家用車の使用がやむを得ないと校長が認めた場合は、例外的に自家用車の公用使用を承認できるものとする。
  - (1) 災害の発生その他緊急を要する場合であって、一般の交通機関を利用することが不相当と認められる場合
  - (2) 一般の交通機関の運行密度が極めて低く、利用が著しく不便な場合
  - (3) 巡回業務又は用務先が多く、一般の交通機関を利用しては公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難となる場合
  - (4) 多額の金銭等の運搬又は公務に必要な書類若しくは物品が多い場合
  - (5) 授業等の内勤業務と出張業務との両者を効率的に行うため、自家用車を使用させる必要があると認められる場合
- 2 前項の規定により公用使用を承認する場合において、校長は、やむを得ないと認められる場合に限り、同一用務のため同一目的地に旅行をする職員の同乗を承認することができる。なお、この場合において職員の同乗を承認することができる自家用車は、

第2に規定する自動車に限るものとする。（緊急と認められる場合を除く。）

- 3 第1項の規定により公用使用を承認する場合において、校長は、同項第1号に該当する場合又は別に定める場合に限り、幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の同乗を承認することができる。なお、児童生徒等の同乗を承認することができる自家用車は、第2に規定する自動車に限るものとする。

#### 第4 自家用車の公用使用承認の制限

校長は、次の各号に掲げる場合には、自家用車の公用使用を承認してはならない。

- 1 当該職員の運転経験が1年に満たない場合又は、運転技術に習熟していないと認められる場合
- 2 当該職員が、過去1年間において、その責に属する交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し罰金刑に処せられている場合
- 3 当該職員の健康状態が過労、病気その他正常な運転に適さないと認められる場合
- 4 当該自家用車の点検、整備が不十分であると認められる場合
- 5 1日の走行距離が概ね250km、運転時間が5時間を越える場合
- 6 当該自家用車について、自動車損害賠償補償法（昭和30年法律第97号）による責任保険及び任意保険として、対人賠償1億円以上、対物賠償5百万円以上の契約が締結されていない場合。ただし、第3第2項により職員を同乗させる場合には、さらに5百万円以上の搭乗者傷害保険の契約が締結されていない場合
- 7 交通事故が発生した場合には、責任保険及び任意保険の保険金を損害賠償に充てることについて、承諾していない場合
- 8 運転が深夜に及ぶことがあらかじめ予想される場合
- 9 気象条件、道路条件が悪く、自家用車の運転に危険が伴う場合
- 10 当該職員が運行前8時間以内に飲酒している場合。ただし、8時間以内の飲酒がない場合にあっても、前日又は当日に飲酒があり、飲酒量や飲酒後の経過時間、当該職員の顔色、吐息等から運転に適さないと認められるとき
- 11 第3第3項により児童生徒等を同乗させる場合で、保護者から同乗依頼がない場合。ただし、災害その他緊急に対応しなければならない理由がある場合はこの限りではない。

#### 第5 公用使用承認等の手続

- 1 自家用車を公用に使用しようとする職員は、年度当初において、当該自動車に係る自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び任意保険証並びに運転免許証（表面、裏面）の原本を提示し、その写しを添付の上、別記第1号様式により使用する自家用車を校長に届け出なければならない。
- 2 職員は、前項の届出事項に変更が生じた場合、または新たに届出をする場合は、遅滞することなく校長に届け出なければならない。
- 3 校長は、前2項の届出がなされたときは、第2及び第4に規定する要件を満たしている場合に限り、これを受理できるものとする。
- 4 校長は、届出を受理したときは、別記第2号様式によりこれを登録し、保管すると

ともに、口頭によりその旨を通知しなければならない。

5 職員は、登録済の自家用車を公用に使用しようとするときは、その都度、別記第3号様式により、校長にその旨を申出、承認を受けなければならない。

6 校長は、前項の規定による申出がなされたときは、第3及び第4の規定に基づき、承認することができる。

7 職員は、6による承認に基づき、自家用車を公用に使用する場合は、自家用車を運行する直前に第4の10に規定する要件に該当しないことについて、校長の確認を受けなければならない。

8 校長は、職員が自家用車を運行した後、運転者の顔色、吐息の異常の有無等を確認しなければならない。

#### 第6 運転者の義務

1 職員は、自家用車を公用使用するに当たり、次の各号に掲げる事項を守り、安全の確保に努めなければならない。

(1) 道路交通法等法令の規定を遵守すること

(2) 心身の状態がすぐれないときは運転を避けること

(3) 整備不良による事故等の未然防止のため、自家用車の整備点検に万全を期すこと

2 校長は、自家用車を使用しようとする職員に対し、交通事故を未然に防止するため前項各号に掲げる事項の励行徹底を図り、適切な指導監督を行うとともに当該職員に過度の負担がかからないよう十分留意しなければならない。

#### 第7 交通事故等の場合の処理

1 校長の承認を受けて使用中の自家用車の運行によって他人に損害を与えた場合における損害賠償は、責任保険及び任意保険によっててん補できる損害の部分を除き道が賠償する。ただし、道が損害の賠償をした場合において、職員に故意又は重大な過失があったときは、道は、職員に対して求償することができる。

2 前項の運行により職員に損害が生じた場合における加害者に対する損害賠償の請求等については、公務災害補償を除き、当該事故の当事者間で処理するものとする。

#### 第8 旅費の支給等

職員の自家用車を公用に使用した場合には、通常の旅費を支給するほか、いかなる給付も行わないものとする。

#### 第9 承認を受けない自家用車の公用使用

1 校長の承認を受けずに公用に使用中の自家用車の運行によって他人に損害を与えた場合において道がその損害を賠償した場合その他当該運行により道に損害が生じた場合は、当該運行について責任を有する職員に対し、当該賠償額又は損害額の全額を求償し、又は請求するものとする。

2 前項の運行により職員に損害を生じた場合は、当該事故の当事者間で処理するものとする。

#### 第10 その他

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

別記第1号様式

校長	教頭	事務長	担当

登録番号	
------	--

公用に使用する自家用車届

- ※ 添付書類 自動車検査証の写し 自動車損害賠償責任保険証明書の写し 任意保険証の写し  
運転免許証の写し（表面、裏面）

※ 過去1年間の状況	<input type="checkbox"/> 免許の取消若しくは停止の処分又は罰金刑に処せられていない <input type="checkbox"/> 職員の責めに属する交通事故を起こしていない
※ 通勤の状況	自家用車使用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （ 通勤手当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ）
備考	
<p>上記のとおり、公務に使用する自家用車について、道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（以下「要綱」という。）第5の規定に基づき、届け出ます。</p> <p>なお、届出に当たり、自家用車の運行により交通事故が発生した場合の損害賠償について、要綱第4の規定に基づき、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の保険金を充当することについて、同意します。</p> <p>年 月 日                  学校長 様</p> <p style="text-align: right;">職・氏名</p>	

- (注) 1 ※欄は、該当する箇所にレ印を記載すること。  
 2 自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、任意保険証及び運転免許証（表面、裏面）の写しを添付すること。  
 3 届出の内容に変更を生じた場合は、その都度提出すること。ただし、変更の内容が自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、任意保険証及び運転免許証の更新の場合については、更新後の自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、任意保険証及び運転免許証（表面、裏面）の原本を校長に提示し、その写しを提出することにより、届の提出を省略する。

以下、所属確認欄

以下、所属確認欄			原本確認
運転免許証	取得年月日	<input type="checkbox"/> 1年以上経過	<input type="checkbox"/> 済
	有効期限	<input type="checkbox"/> 年度内（ 年 月 日まで ） <input type="checkbox"/> 次年度以降	
車 検 証	所 有 者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 済
	使 用 者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 配偶者	
	有効期限	<input type="checkbox"/> 年度内（ 年 月 日まで ） <input type="checkbox"/> 次年度以降	
自賠償保険	保 險 期 間	<input type="checkbox"/> 年度内（ 年 月 日まで ） <input type="checkbox"/> 次年度以降	<input type="checkbox"/> 済
任 意 保 険	加 入 内 容	<input type="checkbox"/> 対人賠償1億円以上 <input type="checkbox"/> 対物賠償500万円以上 <input type="checkbox"/> 搭乗者損害500万円以上	<input type="checkbox"/> 済
	有効期間	<input type="checkbox"/> 年度内（ 年 月 日まで ） <input type="checkbox"/> 次年度以降	
	特約条項		





事 務 連 絡

令和4年（2022年）8月16日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長

道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり各道立学校長あて連絡したので、お知らせします。

（服務制度係）

( 写 )

事 務 連 絡

令和4年(2022年)8月16日

各道立学校長 様

教職員局教職員課働き方改革担当課長

道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について

昨年11月に、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、安全運転管理者を選任する事業所は、運転前後に安全運転管理者は目視等により運転者の酒気帯びの有無を確認することとなったことや、道教委においても、飲酒運転根絶に向けた取組を徹底しているにもかかわらず飲酒運転により懲戒処分となる事案が後を絶たないことから、標記要綱の一部を改正し、本日付け教職第925号で自家用車の公用使用を行う場合にあっては、公用車と同様に、校長は運転前後に目視等により確認するよう改正したところです。

については、運行前後の運転者の酒気帯びの有無の確認に当たっては、別添資料における「運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認」に準じて取り扱うほか、校長の不在時に確認する職員をあらかじめ決定しておくなど、適切な対応をお願いします。

(サービス制度係)

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
庁内各局部長  
警察大学校交通教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第412号、丁交指発第116号  
令和3年11月10日  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局交通指導課長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について(通達)

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第六十八号。以下「改正府令」という。別添1)は、本日公布され、目視等により運転者の酒気帯びの有無について確認を行うこと等の規定については改正府令第1条の規定により令和4年4月1日から、アルコール検知器の使用に係る規定については改正府令第2条の規定により同年10月1日からそれぞれ施行されることとなった。併せて、本日公布された「道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件」(以下「告示」という。別添2)についても、同年10月1日から施行されることとなった。

これら改正府令及び告示の趣旨、内容及び留意事項については下記のとおりであるので、改正府令等が円滑かつ適切に施行されるようにされたい。

なお、以下この通達において「府令」とは、改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)をいうものとする。

## 記

### 第1 趣旨

これまで、安全運転管理者に対しては、運転前において運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること等が義務付けられていたものの、運行管理者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第23条第1項及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第18条第1項に定める運行管理者をいう。)と異なり、運転後において酒気帯びの有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられておらず、また、確認方法についても具体的には定められていなかった。

本年6月28日に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、同年8月4日に決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」において、「自動車を一定数以上保有する使用者に義務付けられている安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るとともに、乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進等安全運転管理者業務の内容の充実を図る」こととされた。これを踏まえ、今般、道路交通法施行規則の一部を改正し、安全運転管理者の行うべき業務として、アルコール検知器を用いた酒気

帯びの有無の確認等を新たに設けることとしたものである。

## 第2 内容

### 1 道路交通法施行規則の一部改正

安全運転管理者の業務として次の業務を新たに定めることとした（府令第9条の10関係）。

#### (1) 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日施行）

ア 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること（第6号）。

イ アの確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること（第7号）。

#### (2) アルコール検知器の使用等（令和4年10月1日施行）

ア (1)アの確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと（第6号）。

イ アルコール検知器を常時有効に保持すること（第7号）。

### 2 道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める国家公安委員会告示

1 (2)アの国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものとする事とした。

## 第3 留意事項

### 1 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認

#### (1) 業務の開始前後の運転者に対する確認

府令第9条の10第6号に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」における「運転」とは、一連の業務としての運転をいうことから、同号に定める酒気帯びの有無の確認（以下「酒気帯び確認」という。）は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りる。

#### (2) 目視等及びアルコール検知器による酒気帯び確認の方法

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。

運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法

② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法  
等の対面による確認と同視できるような方法が含まれる。

(3) アルコール検知器の性能等

アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとする。

また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含む。

(4) 他の自動車の使用の本拠における確認

同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」という。）において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができる。

(5) 安全運転管理者以外の者による確認

安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えない。

2 酒気帯び確認の内容の記録について

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録すること。なお、

(5)ア以外の事項の記録は令和4年4月1日から、(5)アの事項の記録は同年10月1日からそれぞれ行うこと。

(1) 確認者名

(2) 運転者

(3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

(4) 確認の日時

(5) 確認の方法

ア アルコール検知器の使用の有無

イ 対面でない場合は具体的方法

(6) 酒気帯びの有無

(7) 指示事項

(8) その他必要な事項

3 アルコール検知器を常時有効に保持することについて

「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

4 アルコール検知器の使用に関する事業者への働き掛け

改政府令中のアルコール検知器の使用に係る規定の施行日は令和4年10月1日であるが、より多くの事業所において早期にアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が行われることとなるよう、施行日前においても、安全運転管理者講習等の

機会を通じて、事業者に対しアルコール検知器を用いた酒気帯び確認の積極的な実施を促すこと。

5 違反行為の検挙を契機とした安全運転管理者の選任の有無の確認等

業務中の飲酒運転等を検挙した場合には、その背後責任について徹底した捜査を行い、安全運転管理者の選任の有無やその業務の実施状況について確認を行うこと。

その際、安全運転管理者等に対して飲酒運転の防止を図るための措置の実施状況について報告を求めるなど、飲酒運転の根絶に向けた事業者による積極的な取組を促すための措置を講ずること。

○内閣府令第六十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十四条の三第二項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年十一月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

第一条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(安全運転管理者の業務)</p> <p>第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>「一〜四 略」</p> <p>五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。</p> <p>六 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。</p> <p>七 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。</p> <p>八・九 「略」</p> <p>(電磁的方法による記録)</p> <p>第九条の十の二 前条第八号に規定する事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同号</p>	<p>(安全運転管理者の業務)</p> <p>第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>「一〜四 同上」</p> <p>五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>六・七 「同上」</p> <p>(電磁的方法による記録)</p> <p>第九条の十の二 前条第六号に規定する事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同号</p>

<p>2 「略」</p> <p>に規定する当該事項が記載された日誌に代えることができる。</p>	<p>2 「同上」</p> <p>に規定する当該事項が記載された日誌に代えることができる。</p>
<p>備考 表中「」の記載は注記である。</p>	

第二条 道路交通法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(安全運転管理者の業務)</p> <p>第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。</p> <p>七 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。</p> <p>〔八・九 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(安全運転管理者の業務)</p> <p>第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。</p> <p>七 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。</p> <p>〔八・九 同上〕</p>

備考 表中「」の記載は注記である。

## 附 則

この府令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

○国家公安委員会告示第六十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会  
が定めるアルコール検知器を次のように定める。

令和三年十一月十日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する

機器

## 附 則

この告示は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第六十八号）附則ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。